

佐伯市公設水産地方卸売市場の
あり方検討委員会
報告書

令和3年7月9日

提言

佐伯市は大分県で最も水産業が盛んであり、県下の7割近い生産量を占めている。リアス海岸の複雑な地形と森や川からの豊富な栄養塩に恵まれた漁場では、多彩な天然魚介類が漁獲されており、水揚げされる魚種は350種以上といわれている。漁法も多岐にわたり、まき網、定置網、底曳網、船曳網、はえ縄、潜水漁業など、地域ごとに特色ある漁業が営まれている。

佐伯市公設水産地方卸売市場（以下、「市場」という。）は、こうした佐伯市の水産業を支える基盤であり、市には葛港市場、鶴見市場の2市場がある。葛港市場は昭和51年、鶴見市場は昭和54年に開設し、いずれも開設後40年以上が経過していることから、施設の経年劣化による老朽化が進み、その対策が求められている。

また、市場を取り巻く外部環境も変化が続いており、法制度の変化や消費者ニーズの変化、生産・流通構造の変化等への対応が求められている。

このような状況をふまえ、「佐伯市公設水産地方卸売市場のあり方検討委員会（以下、委員会）」では、全6回にわたり委員会を開催し、様々な視点から、今後の両市場のあり方を検討してきた。

その中では、漁獲量の減少や漁業者・買受人の高齢化、市の財政上の制約など、厳しい状況の中、2つの公設市場を維持し続けることができるのか、難しい場合には、2つの市場の機能をいかに確保できるかが、主な論点となった。

本市場の強みとして、鶴見市場はまき網の漁獲物を中心に、多種多様な魚種と豊富な品揃えがあり、全国の消費地に通じていること、葛港市場は市街地に近い消費地市場として、消費者・実需者のニーズに対応していることなどを確認した。さらに、いずれの市場も、豊後水道のブランドや、“漁業のまち”のポテンシャルなど、観光に活かせる資源であるということをもふまえ、双方の強みを活かしつつ、今後の市の発展を見据えて、双方の機能を維持していくべきであるとの結論に至った。

上記をふまえた施設整備の方向性として、鶴見市場については、①鶴見市場の更新を優先的に検討すること、②市の財政上の制約をふまえ、補助事業の採択を前提に検討を進めること、③国の方針や補助事業の採択要件をふまえ、高度な衛生管理に対応できる市場とすることを提言する。また、葛港市場については、④佐伯市市街地グランドデザインに示された賑わいづくりとあわせて方向性を整理し、民間活力を取り入れた整備方針を固めていくことを提言する。

ただし、補助事業の活用については、今後、事業を所管する部局との調整が必要であり、今後の調整次第では2市場の統廃合を要件とする事業の検討も、必要となる可能性があることに留意が必要である。

さらに、施設計画や衛生管理の水準については、現場レベルで協議を重ね、利用しやすさにも配慮しながら具体化していく必要がある。その際、事業費の制約も考慮して実現可能な規模や仕様を見極めていくことも求められるなど、今後の施設整備にあたっては課題も多い。

今後、市においては報告書の内容を十分精査し、市場関係者との議論を継続しながら、課題解決に向けた検討を深めた上で、本市場のあり方について方針決定されることを望む。

佐伯市公設水産地方卸売市場のあり方検討委員会
委員長 松隈 久昭

目次

第1章	本市場の現状.....	1
1	概況.....	1
2	取扱数量・金額の推移.....	1
3	施設の現状.....	1
第2章	本市場を取り巻く情勢の変化.....	2
1	法制度の変化.....	2
2	消費者ニーズの変化.....	2
3	生産・流通構造の変化.....	2
第3章	上位関連計画における位置づけ.....	3
1	県の計画における位置づけ.....	3
2	市の計画における位置づけ.....	3
第4章	関係者の意向.....	5
1	漁業者の意向.....	5
2	買受人の意向.....	6
3	関係主体の意向.....	6
第5章	本市場の課題.....	7
1	取扱量の変化要因.....	7
2	施設の問題点について.....	7
3	本市場の強み・弱み・課題等について.....	8
第6章	施設整備の方向性.....	9
1	事業スキーム.....	9
2	方向性の比較検討.....	9
3	論点の整理.....	10
4	施設整備の方向性（まとめ）.....	11
第7章	施設計画.....	12
1	規模の設定.....	12
2	品質・衛生管理の方針.....	13
3	施設配置図.....	14
4	概算事業費.....	14
第8章	今後の課題.....	15

第1章 本市場の現状

1 概況

佐伯市の公設水産地方卸売市場は、鶴見地区にある「佐伯市公設水産地方卸売市場 鶴見市場」と、葛港地区にある「佐伯市公設水産地方卸売市場 葛港市場」の2施設である。

鶴見市場は昭和54年に、葛港市場は昭和51年に開設し、いずれも開設から40年以上が経過している。

鶴見市場は、産地市場の位置づけにあり、主として漁業者又は漁業協同組合から出荷される水産物を他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者等に対し、卸売する機能を有している。延床面積は7,080㎡であり、大分県漁業協同組合が運営組織である。まき網の漁獲物を中心に取り扱っており、入札とセリの両方に対応している。区域指定の状況としては、都市計画区域以外であり、漁港区域に指定されている。

葛港市場は、消費地市場の位置づけにあり、消費地に近く、仲卸や買受人に水産物を卸売する機能を有している。延べ床面積は2,640㎡であり、(株)佐伯魚市場が運営組織である。小型底びき網やはえ縄漁を中心とした漁獲物に加え、市内の実需ニーズに応じ、他の産地市場から冷凍や加工品などの取扱いも行っている。区域指定の状況としては、都市計画法の用途地域「準工業地域」かつ、港湾区域（ふ頭用地）に指定されている。

2 取扱数量・金額の推移

鶴見市場は、まき網漁業による水揚量が中心となっており、近年は年間1万4千トン前後で推移している。取引金額は、平成26年以降は緩やかな増減があるものの、20億円前後で推移している。

葛港市場の取扱数量は、年々鮮魚の減少傾向が続き、平成21年度は1,777tあったものが、平成31年度には合計914tにまで減少している。取引金額も同様に減少傾向にあり、平成31年度は約6.5億円にまで減少している。

3 施設の現状

葛港市場は昭和51年、鶴見市場は昭和54年に開設し、いずれも開設後40年以上が経過している。そのため、施設の経年劣化による老朽化が進んでいる。

令和元年10月に公表された公共施設の建物点検調査結果では、葛港市場に比べ鶴見市場の劣化度が高いことが明らかとなった。

第2章 本市場を取り巻く情勢の変化

1 法制度の変化

(1) 改正卸売市場法（令和2年6月）

食品流通の状況の変化に対応し、生産者の所得の向上と消費者ニーズに対応するため、卸売市場を含めた食品流通の合理化と、その取引の適正化を図ることを目的に改正された。

現行法で定められている第三者販売、直荷引き、商物一致等に関わる規制は原則廃止され、市場毎に取引ルールとして定められることになった。

(2) 食品衛生法（平成30年6月公布）

HACCP に沿った衛生管理が制度化され、原則すべての食品事業者は、規模や業種等に応じて「HACCP に基づく衛生管理」か「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」のどちらかの衛生管理を実施しなければならないこととされた。

なお、HACCP とは、国際的に認められた衛生管理の手法で、食品等事業者が食中毒や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握して、製造工程で危害要因を除去又は低減させるように重要な工程を管理し、製品の安全性を確保する方法である。食の国際化にともない日本でも導入が求められ、法改正の柱となっている。

2 消費者ニーズの変化

食料消費の動向として、高齢化等を背景に、国民全体の1人1日当たりの供給熱量は減少傾向にあるなどの変化がみられる。

また、単独世帯や女性の被雇用者の増加等が進む中、食の外部化が進み、近年は中食の市場規模が拡大するなど、外食の外部化が進んでいる。

さらに、食に対する意識にも変化がみられ、食品購入時における安全性の判断基準として、魚介類については鮮度や販売業者が重要な基準となっている。

3 生産・流通構造の変化

漁業・養殖業生産量は減少傾向で推移しており、漁業従事者の高齢化も進行している。

また、食料品スーパーやコンビニエンスストアでは、商品販売額が増加傾向にある一方、鮮魚小売業等の食料品専門店・中心店では、商品販売額・事業所数いずれも減少している。

さらに、卸売市場経由率は、加工品など卸売市場を経由することが少ない物品の流通割合の増加等により、低下傾向で推移している。卸売市場数及び卸売業者数は、中央卸売市場、地方卸売市場ともに減少している。

第3章 上位関連計画における位置づけ

1 県の計画における位置づけ

(1) 第10次大分県卸売市場整備計画（平成28年10月）

卸売市場の目指すべき方向や、卸売市場の適正な配置の方針、施設・機能に関する基本的な事項等を定める計画である。水産卸売市場の配置計画では、佐伯市公設水産鶴見市場は「存置」、佐伯市公設水産葛港市場は「当事者が合意した市場のみ統合・再編」とされている。

2 市の計画における位置づけ

(1) 第2次佐伯市総合計画（平成30年4月）

さいき7つの創生を基本政策として掲げ、「地域が輝く『佐伯がいちばん』の人・まちづくり」を進めていくこととしている。

産業振興分野の基本政策として、「地域資源をいかした産業と観光の創生」を掲げ、施策の一つとして「水産業の振興」を、主な取組として「公設卸売市場の環境整備」を位置づけている。取組の内容として、「葛港周辺をウォーターフロントエリアとして、消費者向けの観光と連動したにぎわいの場を創出」、「鶴見市場の産地漁港としての機能の充実」、「葛港、鶴見2つの公設卸売市場の今後の在り方の検討」を示している。

また、生活基盤分野の基本政策として、「暮らしと産業を支える生活基盤の創生」を掲げ、主な施策として「中心市街地の活性化」を、主な取組として「駅前・港地域の取組」（具体的な内容は以下）を位置づけている。取組の内容として、「葛港市場のリノベーション」、「葛港市場を中心とした人が集うイベントなど観光客の増加促進に向けた取組への支援」を示している。

以上から、鶴見市場には主に産地市場としての機能の充実が、葛港市場には主に賑わいづくりの資源としての役割が期待されていると言える。

(2) 第1次 佐伯市水産振興計画（令和2年3月）

「第2次佐伯市総合計画」で示された佐伯創生の夢を実現するため、水産分野における具体的な取組内容を示したもので、市の水産業の総合的な指針として策定している。

基本理念として「環境と調和した持続可能な水産業の振興」を掲げ、8つの基本施策と、それに基づく個別施策を位置づけている。

8つの基本施策の一つとして「公設卸売市場の環境整備」を位置づけ、個別施策として「市場施設の環境整備」、「市場業務における衛生管理の強化」を位置づけている。

(3) 佐伯市公共施設等総合管理計画 個別施設計画（平成30年3月）

「佐伯市公共施設等総合管理計画」（平成28年3月策定）の基本方針及び実施方針に基づき、公共建築物を対象とし、施設の複合化、集約化、転用、廃止等に取り組むための具体的な方向性をまとめた計画である。

平成30年度（2018年度）から平成69年度（2057年度）までの40年間に10年ごとの4つの期間に分け、第1期の計画期間は、平成30年度（2018年度）から平成39年度（2027年度）までとしている。

公設水産地方卸売市場の今後の方向性と第1期での取組方針について、鶴見市場は「現在の使用状況や実態等を踏まえ、今後の管理運営等のあり方を検討する」とこととされ、葛港市場は本計画策定時、葛港市場リノベーション事業に係る計画が進行していたことから「第4期で評価」することとされている。

(4) 佐伯市市街地グランドデザイン（令和2年3月）

中心市街地を対象に、都市機能を活かした活力と賑わいのあるまちづくり、より質の高い居住環境を形成するための構想・考え方を示すもの。

まちづくりのテーマとして、「歴史・文化と海が癒し、輝けるまちづくり」を掲げている。

JR佐伯駅や葛港を含むエリアを「駅前・港エリア」とし、まちづくりのテーマとして「海を感じ、遊びたくなる港町」を、役割として「海を活かした食と体験、産業にふれる」を位置づけている。「駅前・港エリア」の施策として、「公共施設等の利活用による港の活性化」、「港への観光につなげる機能の集積」、「港周辺の景観整備」、「港の公園整備」を示している。

また、重点プロジェクトとして「港周辺整備プロジェクト」を位置づけ、「港周辺において海辺の公園や散策路、マリンレジャーの体験施設や小型船係留施設等の整備、また、ウォーターフロントとしての魅力の向上を図る」とこととしている。

以上のことから、葛港市場は、中心市街地活性化の資源として期待されていることが読み取れる。

第4章 関係者の意向

佐伯市公設水産地方卸売市場（葛港市場、鶴見市場）の今後のあり方を検討するにあたり、現在の利用状況や、市場関係者における意向等を把握するため、アンケート調査及びヒアリング調査を実施した。

1 漁業者の意向

(1) アンケート調査の結果

漁業者を対象としたアンケート調査は、大分県漁業協同組合佐伯管内8支店の運営委員、両市場利用漁業者208人に調査票を配布し、111件の回答を得た。

代表者の年代は、60代以上が約7割を占めた。後継者の有無については、「いる」は約2割にとどまり、「いない」が約7割を占めた。今後の事業継続意向については、「自分の代で終わりたい」が4割以上を占め、「今後も事業継続したい」及び「わからない」がそれぞれ4分の1ずつを占めた。漁業者の高齢化が進み、後継者も不足している中、今後の事業継続について見通しが立たない事業者も一定程度存在することが推察された。

業種・業態は、一本釣り、刺網、潜水、定置網をはじめとして、多様な業種・業態がみられた。従業員数は3人以下が半数以上を占め、比較的小人数の事業所が多いことがうかがえた。

直近5年間の出荷額は、「減少傾向」が最も多く7割以上を占め、次いで「横ばい」が約2割程度を占めるなど、多くの事業所で横ばいまたは減少傾向であることが明らかになった。

市場の利用状況については、「鶴見市場を主に利用」が約3割、「葛港市場を主に利用」が約2割であった。出荷先を選ぶ際に重視することとしては「漁場から近い」が最も多く、漁業者が自らの漁場に近い市場を利用していることが推察された。

鶴見市場へ出荷するメリットとしては、「漁場から近い」が最も多く、「高値で売れる」「信頼性が高い」と続いた。葛港市場へ出荷するメリットとしては「漁場から近い」が最も多く、「取引の時間が間に合う」「信頼性が高い」と続いた。

今後、両市場を利用していく上での課題としては、「生産者の高齢化」が最も多く、「取引量の減少」、「施設の老朽化」、「後継者の育成」が続いた。

市場を活かした観光振興への期待に対しては、「期待する」が最も多く、約半数を占めた。

(2) ヒアリング調査の結果

大分県漁業協同組合佐伯管内の8支店を対象としてヒアリング調査を実施したところ、漁業者の現状として、漁業者の減少や高齢化、後継者不足を挙げる声が多かった。また、漁獲量の減少などの問題を指摘する意見も聞かれた。市場の利用状況については、それぞれの地域に近い市場が利用されており、鶴見市場・葛港市場以外に、大分県漁業協同組合が開設している市場（米水津地区、蒲江西野浦地区、蒲江竹野浦河内元猿地区、蒲江地区）などが利用されていた。

2 買受人の意向

買受人を対象としたアンケート調査は、買受人約 125 社を対象に調査票を配布し、46 件の回答を得た。

経営者の年代は、60 代以上が半数以上を占めた。後継者の有無については、約 3 割は「いる」ものの、「いない」も約 4 割を占めた。今後の事業継続意向については、「今後も事業を継続したい」が 5 割以上を占め、「自分の代で終わりたい」は 2 割強だった。買受人についても、漁業者と同様、高齢化や後継者不足が進んでいることが予想されるものの、漁業者と比較すると、今後の事業継続について前向きな事業者も多いことが推察された。

直近 5 年の仕入金額は、「横ばい」と「減少傾向」を合わせて 8 割以上を占めた。

市場の利用状況については、「鶴見市場を主に利用」が 3 割強、「葛港市場を主に利用」が約 2 割であった。仕入先を選ぶ際に重視することとしては、「鮮度・品質」が最も多く、「ほしい商品がある」、「価格が適正」と続いた。

鶴見市場で仕入れるメリットとしては、「鮮度・品質」が多く、次いで「欲しい商品があること」、「魚種の豊富さ」と続いた。葛港市場で仕入れるメリットとしては、「ほしい商品がある」が最も多く、「鮮度・品質」、「事業所からの近さ」、「価格が適正」と続いた。

仕入れた品物の販売先としては、「市内・市外両方」が半数前後を占め、「主に市内」という回答も一定数みられた。

今後、両市場を利用していく上での課題としては、「生産者の高齢化」が最も多く約 6 割を占め、「取引量の減少」が続いた。

市場を活かした観光振興への期待に対しては、「期待する」は約 3 割で、「どちらともいえない」が 2 割強と続いた。

3 関係主体の意向

鶴見市場及び葛港市場それぞれの卸売業者と、買受人組合を対象として、市場の現状や今後のあり方に対する意見等をたずねた。今後の市場のあり方に対しては、「2 つの市場を合併した方がよい」、「2 つの市場を存続させるべき」など、様々な意見があった。

第5章 本市場の課題

1 取扱量の変化要因

市場における取扱量等の変化要因については、アンケートやヒアリングの結果から、主なものとして、「①漁業者・買受人の高齢化」、「②海の環境の変化」が推察された。

「①漁業者・買受人の高齢化」に関しては「平成14年に漁協が合併した際は、大分県漁協の組合員は1万人をこえていたが、現在は半分ほどになっている。平均年齢が70歳近い。さらに10年後を考えると、水揚げ量も減る。漁船漁業の魚は今ほど期待できない。」などの意見が聞かれた。

「②海の環境の変化」に関しては、「漁獲量が減っているのは、ここ数年の傾向であり、海の環境の変化もあると思う。」「天然ものの漁獲量が減ってきて、養殖が増えている。海の環境も変わってきている。」など、海の環境の変化を指摘する意見が聞かれた。

2 施設の問題点について

鶴見市場及び葛港市場の利用状況と問題点として、以下のような点が明らかにになった。

(1) 鶴見市場の問題点

施設の老朽化、衛生管理への対応が不十分であること、壁がないため労働環境としても過酷な状況になることが挙げられた。また、施設規模の問題として、まき網船の漁業者や買受人が集中する際には、水揚げスペースや駐車スペースが不足することなどが挙げられた。

(2) 葛港市場の問題点

施設の老朽化、衛生管理への対応が不十分であること、漁業者の減少に伴い、施設規模が過大になりすぎていることなどが挙げられた。

3 本市場の強み・弱み・課題等について

(1) 強み・弱みについて

市場関係者の現状と意向、取扱量等の変化要因、施設の利用状況と問題点等をふまえて、本市場の強み・弱みを整理した。

鶴見市場の強みとしては、多種多様な魚種と豊富な品揃え、競りと入札の双方に対応できるといった点が考えられ、葛港市場の強みとしては、冷凍ものの取り扱いがあること、市街地に近い立地であることなどが考えられた。豊後水道のブランドや“漁業のまち”のポテンシャルなど、観光等に活かせる資源がある。

一方、弱みとしては、両市場ともに衛生管理等が不十分、施設が老朽化しているものの、更新投資の財源に限界がある、漁獲量が減少していることなどが考えられた。

(2) 機会・脅威について

本市場をめぐる外部環境としての機会・脅威を整理した。

機会としては、法改正による整備手法、運営手法の多様化、商物一致規制の緩和による新しい流通の可能性、電子商取引の市場拡大（デジタル技術の活用可能性の拡大）などが考えられる。

一方、脅威としては、生産者の高齢化、後継者不在、コールドチェーン化、衛生管理等への要請、当面は、コロナの影響による高級魚の売れ行き不振、ニューノーマルにおける中食需要の拡大に伴う、市場経由率の低下などが考えられる。

(3) 課題について

上記の強み・弱み、外部環境（機会、脅威）をふまえると、将来にわたり佐伯の漁業が持続的に発展していく上での市場の課題として、以下のようなことが考えられる。

◇法改正や時代の要請に対応し、衛生管理・品質管理等の徹底を進めることが必要である。

◇双方の市場の強み・弱みをふまえ、限られた財源の中での効率的な設備投資が必要である。

◇最新技術の活用等も視野に入れて、市場の経営効率化を図ることが必要である。

◇将来の担い手が魅力を感じられるよう、付加価値を生むことができる場とすることが必要である。

◇“漁業のまち”としての魅力を、観光交流などに活かすことで、そのポテンシャルをまちの活性化などに波及させることが必要である。

第6章 施設整備の方向性

1 事業スキーム

卸売市場の整備・運営手法については、設置及び運営主体に着目すると、大きく、「公設公営」、「公設民営」、「民設民営」の3つの形態に分けることができる。さらに、施設整備主体や資金調達方法の違い等によって、様々なパターンが想定される。

「公設公営」は、市が開設者となり、市が施設整備及び施設運営を行う方式である。現状の本市場の形態に該当し、従来通りの手法であり、市場の信頼性等への影響がない一方、他の方式と比較し、整備・運営にかかる市の負担が大きくなる懸念がある。

「公設民営」は、市または民間が開設者となり、運営を民間に委ねる方式であり、指定管理、PFI方式などがある。指定管理の場合、民間のノウハウの活用により、サービスの向上や運営面での効率化が期待できる。PFI方式の場合、整備費・運営費ともに、民間のノウハウの活用により低減が見込まれる一方、手数料の上限など、一定の制約条件があり、民活の効果が発揮しづらい懸念がある。

「民設民営」は、民間が開設者となり、民間が施設運営を行う方式である。民間による施設整備と一体となった維持管理等の運営が行われるため、卸売業務の効率化が期待できる一方、民間事業者が土地取得、施設整備、運営を行うことは困難である可能性が高い。

今後、各手法の利点や懸念点をふまえつつ、持続的な市場の運営にむけて、最適な事業スキームを検討していく必要がある。

2 方向性の比較検討

施設整備の方向性として、大きく「①2市場を維持する場合」、「②1市場に統合する場合」、「③一部は民間の市場として機能を維持する場合」の3つのパターンについて、比較検討を行った。

「①2市場を維持する場合」は、現在の位置で2市場を個別に維持することを想定するものである。漁業者・買受人はこれまで通りの利便性が維持できるものの、葛港市場においては、取扱量の低下・規模縮小による運営効率の低下が懸念される。また、両市場を公設として存続させる場合、補助金の適用が難しい懸念がある。

「②1市場に統合する場合」は、2つの市場を1つに統合する案であり、必要規模を確保するためには、鶴見市場の敷地を活用することが必要となる。その場合、これまで葛港市場を利用していた漁業者・買受人の利便性が低下する懸念がある一方、機械設備（冷凍庫、冷蔵庫等）や共用部（トイレ、会議室等）が共有化できることで、運営が効率化できる可能性があり、補助事業採択の可能性が期待できる。

「③一部は民間の市場として機能を維持する場合」は、鶴見市場は公設として維持しつつ、葛港市場は公設市場としての位置づけを廃止し、民間の市場として機能を維持する案である。漁業者・買受人はこれまで通りの利便性が維持できるものの、葛港市場の機能を維持する場合の手法について検討が必要である。

②及び③の場合、葛港市場の跡地活用検討（佐伯市市街地グランドデザインに基づく整備の検討）が必要となる。

3 論点の整理

施設整備の方向性については、様々な見解があるものの、「両市場とも耐震上の問題があり、耐震補強等の対応が必須であること」、「市としての財源の制約があること（一般財源の負担限度額は10億円程度）」、「閉鎖型での更新を前提とすること」を前提条件とすれば、2つの公設市場を存続させることは財源の制約から難しい。両市場の機能を存続させる場合には、鶴見市場を更新しつつ、葛港市場の機能を何らかの形で代替する方策を考えることが現実的である。

代替方策としては、①公設を廃止し、民間の市場として再整備、②漁協が開設者となり、近隣の荷捌き場を市場として活用、③佐伯市市街地グランドデザインに基づき、賑わいづくりに資する施設整備の一環として市場機能を再整備、などが考えられる。

①については、整備に関与できる民間事業者が存在するかどうか、②については敷地面積・立地上の制約や、賑わいづくりへの寄与が限定的であること、③については、周辺の民間施設との競合回避、官民連携による効果的な施設整備の検討が必要といった課題がある。また、いずれの案においても、港湾用地の制約条件をふまえた活用が必要である。

4 施設整備の方向性（まとめ）

(1) 鶴見市場について

1) 鶴見市場を優先的に検討

市の財政上の制約から、2市場を同時に再整備することは難しく、これまでの検討会での議論をふまえ、鶴見市場について、優先的に再整備の検討を行うことが望ましい。

2) 補助事業の採択を前提に検討

施設整備に要する費用が、市の一般財源検討額を大きく超えることが想定されることから、国・県等の補助事業の採択を前提として検討を行うことが望ましい。

市場の統廃合を要件としない補助事業は、「水産流通基盤整備事業」が有力であり、衛生管理の高度化が要件となっている。当該補助事業の要件と、現場の要望する市場のすり合わせができるかが課題である。今後の調整次第では、2市場の統廃合を要件とする事業の検討も、必要となる可能性がある。

3) 品質管理の方針

国の方針や補助金の要件等をふまえ、品質管理に関しては、高度な衛生管理に対応できる市場とし、空調設備を設け温度管理を行う。

閉鎖型の温度管理にあたっては、鮮魚の鮮度劣化を考慮し、且つ利用者の健康に配慮した温度設定とする。以下の方針が望ましい。

(2) 葛港市場について

佐伯市市街地グランドデザインに示された賑わいづくりとあわせて方向性を整理し、民間活力を取り入れた整備方針を固めていくことが必要である。

第7章 施設計画

1 規模の設定

優先的に再整備の検討を行う方針を定めた鶴見市場を対象として、「卸売市場の施設規模の算定基準」（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 総合第 2013 号農林水産省総合食料局長通知）に基づき、施設規模の算定を行った。

(1) 規模設定の前提とする目標取扱量及び季節変動

「卸売市場の施設規模の算定基準」によると、規模設定の前提として、目標年度における 1 日当たり市場流通の規模（目標取扱数量）を算定することとしており、目標取扱数量は以下の式により求められる。

$$\text{「目標取扱数量」} = \text{「過去の取扱数量を基にした推計値」} \times \text{「調整率」} \div \text{「年間開場日数」}$$

「過去の取扱数量を基にした推計値」については、現在の傾向（増加傾向）が今後も続くと仮定して、2009 年度～2019 年度の取扱量の推移をもとに、約 10 年後にあたる令和 12 年度（2030 年度）時点における、本市場の年間取扱量を推計した。その結果、2019 年度の年間取扱量 13,491 トンに対して、2030 年度の年間取扱量は 16,918 トンと推計された。

また、「調整率」については、季節変動を考慮するものとし、年間のピーク月の取扱量をカバーできることを前提とした。過去の取扱量の月変動の傾向から、調整率を 2.0 と設定した。

さらに、年間開場日数については、「佐伯市公設水産地方卸売市場条例」を参照し、日曜・休日、1/2, 1/3, 12/31 を除く日数（294 日）とした。

上記を前提とする場合、目標取扱数量は 115,094（kg/日）と推計された。

(2) 施設規模の算定

上記の前提をもとに、卸売場及び買荷保管積込所の面積を算定したところ、卸売場が 4,250 m²、買荷保管積込所が 2,400 m²となった。これに倉庫・リフト及び管理棟を考慮し、建築面積を 7,566 m²と算定した。

さらに、施設規模の算定結果をもとに、せり売りエリアと入札エリアの面積を以下の通り設定した。設定にあたっては、既存の卸売場の割合（概ねせり 3 割：入札 7 割）を採用した。せり売りエリア合計 2,068 m²、入札エリア合計 4,798 m²となる。

2 品質・衛生管理の方針

(1) 国の方針

国は、卸売市場整備基本方針（平成 28 年 1 月）において、低温の卸売場等を計画的に配置すること、卸売市場ごとに低温（定温）管理施設の整備に係る数値目標や方針を事前に策定すること、大規模増改築等卸売市場施設の新設に当たっては、原則として外気の影響を極力遮断する閉鎖型の施設とすることなどを示している。

(2) 県の方針

県は、第 10 次大分県卸売市場整備計画（平成 28 年 10 月）において、卸売市場における品質・衛生管理の質的向上を図ること、HACCP の考え方を取り入れた品質管理や外部監査を伴う品質管理認証の取得等を通じたより組織的・体系的な品質管理体制の構築を図ることなどを示している。

(3) 衛生管理の考え方

漁港における衛生管理基準について（平成 20 年 6 月 12 日、水産庁漁港漁場整備部長通知）では、一層の衛生管理体制の向上を図る際の目安とすべく、レベル 1 から 3 までの 3 段階で基準が設定されている。また、衛生管理の評価に当たり、「水環境」、「水産物の品質管理」及び「作業環境」の 3 つの視点から基準を設定している。

(4) 閉鎖型の温度管理に使用する資材・機材の検討

閉鎖型の温度管理に使用する資材・機材については、外壁材や天井、出入口のそれぞれについて、効率的な温度管理を行うために適したものを検討する。

(5) 温度帯の検討

卸売場の温度帯は、『卸売市場コールドチェーン導入の手引』（初版：平成 24 年 3 月 株式会社流通システム研究センター）で定める温度帯を参照し、人間と商品の両方にとっての適正環境条件となる温度設定として、10～20℃を標準とすることが望ましい。

(6) 動線の検討

運用管理については、物流動線と利用者動線に区分して整理を行った。品質管理の観点から、卸売場への車両の進入等を避けるため、卸売場⇒積込み場⇒搬出と明確に区分できる動線が望ましい。

(7) 導入機能及び設備機器

鶴見市場の施設整備に伴い、関係者へのヒアリング結果等から必要とされる導入機能及び設備機器の検討を行った。保管機能として活魚水槽や冷蔵庫、作業機能として搬出用作業台（活魚水槽用）や大小選別機、品質管理機能として空調設備や換気設備、断熱パネル、庇・遮光パネル、衛生管理機能として足洗い場（前室・トイレ）、フェンス等を想定する。

3 施設配置図

以上の検討結果をふまえ、今後、施設配置図を検討する。

検討にあたっては、現場での運用方法などを確認しながら、詳細をつめる必要がある。

4 概算事業費

概算事業費については、施設の仕様（閉鎖型又は開放型、衛生管理の水準、導入する施設のグレード等）を明らかにした上で、精査する必要がある。

なお、宇和島市水産物荷さばき施設（令和2年3月竣工）の場合、荷さばき施設延床面積3,625㎡に対して、総事業費約14.5億円となっており、これが一つの目安になる。

第8章 今後の課題

今後に向けた課題として、以下が想定される。今後、市場関係者との議論を継続しながら、課題解決にむけた検討を深めた上で、本市場のあり方について方針決定されることを望む。

◆施設計画・衛生管理の水準等の詳細検討

現時点の施設計画は概略レベルの計画だが、今後、施設配置や動線、規模、運用方法等について、詳細をつめていくことが必要である。

その際、細長い形状の敷地を、効率的に活用できる動線・配置についても工夫が必要である。

また、品質・衛生管理について、国の方針や他地域の事例もふまえて、どの水準を目指すのか、検討していく必要がある。

特に、入札エリアを含めて施設全体を閉鎖型にする場合、出入口が限られることになり、利便性の低下が懸念される。多くのまき網船が一度に戻るピーク時間帯の混雑や、荷下ろしの際の負担の増加など、多くの課題が想定されることから、閉鎖型とする場合の範囲、入口の場所・数、動線などについて、現場レベルで協議を行い、望ましい施設のあり方を明らかにしていく必要がある。

上記の施設規模や衛生管理の水準については、事業費に大きく影響することから、実現可能な規模や仕様を見極めていくことが必要である。

◆補助金の活用に向けた調整

補助事業の採択に向けて、補助事業を所管する部局との調整を行う必要がある。

その際、補助金が適用されるために必要な条件と、現場が求める条件について確認し、すり合わせをしていくことが必要である。

◆利用料の負担増への対応

建替えによる費用を賄うためには、利用料の負担が増加することとなり、施設利用者においてその負担を負うことができるかどうかは課題である。

負担が難しい場合には、利用料として許容できる施設規模・グレードの再検討が必要である。

◆事業スキームのあり方

市場の効率的な整備・運営が見込める事業スキームについて、運営方法（公設公営、公設民営、民設民営）も含めて、検討する必要がある。

◆葛港市場の方向性

葛港市場については、佐伯市市街地ランドデザインに示された賑わいづくりとあわせて方向性を整理することとし、具体的な整備方針を定めていく必要がある。